

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成(正規雇用への転換コース、人材育成コース、処遇改善コースなど)する制度を創設しました。

[詳しくはこちらへ](#)  [厚生労働省HP](#)

■ 各助成コースの概要・お問い合わせ先

※下記要件に加え、助成コースごとに支給要件がございますのでご注意ください。

各 助 成 コ ー ス の 概 要	正規雇用等 転換	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます。)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	職業安定部 職業対策課 TEL055-225-2858
	人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(Off-JT) 又は ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)を行った場合に助成	職業安定部 求職者支援室 TEL055-225-2861
	処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	職業安定部 職業対策課 TEL055-225-2858
	健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	
	短時間 正社員	短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成	
	パート労働 時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	